

保護者の皆様

小笠原村立小笠原小学校

校長 西村 浩

## 学校感染症の取り扱いについて

下の感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により出席停止の対象となります。つきましては、主治医から感染の恐れがないという診断が下るまで、登校を見合わせていただくことになりますので、ご了承ください。

この処置はお子様に十分休養を与え、早期に治療させるためと、他の生徒への感染を防ぐためのものであり、出席停止中は欠席扱いとはなりません。

なお、感染の恐れがなくなりましたら、裏面の「学校感染症証明」を診療所医師により記入していただき、担任へご提出くださいますようお願いいたします。（インフルエンザ・COVID-19は、診療所で渡される別様式に必要事項記入の上、学校にご提出ください。）

## 主な学校感染症

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	COVID-19（新型コロナウイルス感染症）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認められるまで

小笠原村立小笠原小学校長 殿

**学校感染症 証明書**

小笠原村立小笠原小学校 年 氏名：

疾患名に☑

学校感染症 第一種	<input type="checkbox"/> 病名【 】
学校感染症 第二種	<input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 麻しん <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) <input type="checkbox"/> 風しん(3日はしか) <input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう) <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎 ※インフルエンザ、COVID-19 は、診療所配布の別様式使用
学校感染症 第三種	<input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 伝染性紅斑 <input type="checkbox"/> 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎など) <input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症 <input type="checkbox"/> その他【 】

上記疾患の為、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで加療を要した。

〒100-2101  
東京都小笠原村父島字清瀬  
小笠原村診療所

医師

印